

紹介状のない方の定額負担について

本院は高度医療を提供する「特定機能病院」として厚生労働省から認定されており、本院を受診される場合は原則として他の医療機関からの「紹介状（診療情報提供書）」が必要です。

厚生労働省は医療機関相互の機能分担および業務の連携を推進しており、また患者様自身の診療が円滑に行われるためにも、ぜひ、ご持参下さいますようお願いいたします。

平成28年4月の診療報酬改定により、紹介状なしで本院などの特定機能病院等を受診される場合、患者さんの定額負担が義務化されました。負担額は下表のとおりで、初診時および再診時の都度、診療費とは別に加算されます。

初診時 ※1	再診時 ※2
5,400 円	2,700 円

※1 ・他の医療機関からの紹介状なしで初診にて受診した場合
（医師が医学的に初診と判断した場合を含みます）

※2 ・他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、本院を再度受診した場合
・他の医療機関に対し文書による紹介を行った患者が、他の医療機関からの紹介状なしで再度受診した場合

ただし、緊急その他やむを得ない事情があるなどの場合は定額負担を求めません。



平成28年3月
佐賀大学医学部附属病院